

平成27年11月2日

答申第623号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「チャンネル別接触率のうち、総合テレビの減少傾向の判断根拠となる調査内容（調査実施日、調査方法、調査対象者、調査相手、調査有効数、調査項目、各項目の調査結果）」の開示の求めがあった。

NHKは、当該調査はビデオリサーチ社が行ったものであり、NHKは開示の求めの文書を作成していないため、文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

株式会社ビデオリサーチが実施した調査内容（調査実施日、調査方法、調査対象者、調査相手、調査有効数、調査項目、各項目の調査結果）は、株式会社ビデオリサーチに帰属するものでNHKは文書を保有していないため、開示の求めの文書を開示することができない。

なお、NHKは、ビデオリサーチデータ利用許諾契約書に基づき、会長会見や四半期業務報告などの広報・報告活動のために必要最小限の範囲で視聴率データを用いる場合に限り、株式会社ビデオリサーチの了解のもと視聴率を公表している。

3 審議委員会の判断

NHKは開示の求めの文書を保有していないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月2日（第227回審議委員会）

第637号諮問、審議、答申